

生活保護法指定介護機関の留意点について

1. はじめに ～生活保護制度、介護扶助のあらまし～ (P2～3)
2. 指定介護機関になった後に届出が必要になる場合について (P4～6)
3. 「被保険者である被保護者」と「被保険者以外の者」の相違点について (P7～9)
4. 区分支給限度基準額内でのサービス利用の遵守について (P10)

令和4年度

那覇市福祉部 保護管理課 医療班

1. はじめに ～生活保護制度、介護扶助のあらまし～

- 生活保護は憲法第25条に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助長する制度です。
- 生活保護法で定める保護の種類は、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業及び葬祭扶助の8種類があります。

- 介護扶助の方法は、申請に基づき、原則として現物給付によって行われます。
- 介護扶助のための介護を担当するのは、生活保護法による指定を受けている「指定介護機関」です。被保護者に対して介護サービスを提供する場合は、事前に生活保護法による指定を受ける必要があります。

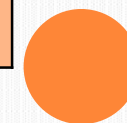
※ 生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に新たに介護保険の指定・開設許可を受けた事業所・施設は、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。なお、この指定が不要な場合は、指定日の前日までにちやーがんじゅう課へ「指定介護機関の指定を不要とする申出書」を提出する必要があります。

2. 指定介護機関になった後に届出が必要になる場合について

指定介護機関は、次のような事項が生じた場合は、届出をする必要があります。

	届出事項	届出の種類
1	介護機関の名称の変更	変更届
2	介護機関の所在地の変更 (住居表示、地番整理等による変更などが該当します。)	
3	介護機関の移転 ※医療機関が実施する場合で、健康保険法上廃止となる ときは除く	
4	開設者の名称、所在地等の変更 ※1:法人の場合は、法人名称、代表者、法人所在地の変 更など ※2:個人の場合は、氏名、住所など	
5	管理者の氏名、生年月日、住所の変更	

	届出事項	届出の種類
6	介護機関を休止したとき	休止届
7	休止していた介護機関を再開したとき	再開届
8	開設者が変更となったとき(介護事業所コードの変更を伴う場合) ※1:医療機関以外の事業所は、吸収、合併による法人の消滅等の場合 ※2:医療機関は、交代、個人→法人、法人→個人 による変更の場合	廃止届
9	医療機関が実施する場合で、次の理由で健康保険法上も廃止となるとき ①移転 ②規模変更(診療所→病院、病院→診療所)	
10	介護機関を廃止したとき	
11	介護機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	



	届出事項	届出の種類
12	指定されているサービスの一部を廃止したとき ※該当記載欄に、廃止するサービスの種類も必ず記入してください。	廃止届
13	移転により、指定権者(※)が変更となるとき ※指定権者は、那覇市は「那覇市長」、それ以外の沖縄県内については「沖縄県知事」となります。	
14	生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたとき	処分届
15	生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30日以上 of 予告期間が必要です。)	辞退届

※各種届出様式は、那覇市保護管理課のホームページに掲載されています。

届出の根拠

- 生活保護法第54条の2第4項において準用する法第50条の2、第51条第1項
- 生活保護法施行規則第14条

3. 「被保険者である被保護者」と「被保険者以外の者」の相違点について

- 介護扶助の対象者は次の2つに分類されます。
 - (1) 介護保険の被保険者である被保護者
 - ア 65歳以上(第1号被保険者)
 - イ 40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)
 - (2) 介護保険の被保険者ではない被保護者
40歳～64歳の医療保険未加入者
→「被保険者以外の者(H番号)(みなし2号)」と呼ばれています。
- 介護保険給付との関係
 - (1) 被保険者である被保護者
自己負担分(1割分)が介護扶助の対象となります。
 - (2) 被保険者以外の者
全額(10割分)が介護扶助の対象となります。

○ 介護サービスを給付する各法の優先関係について

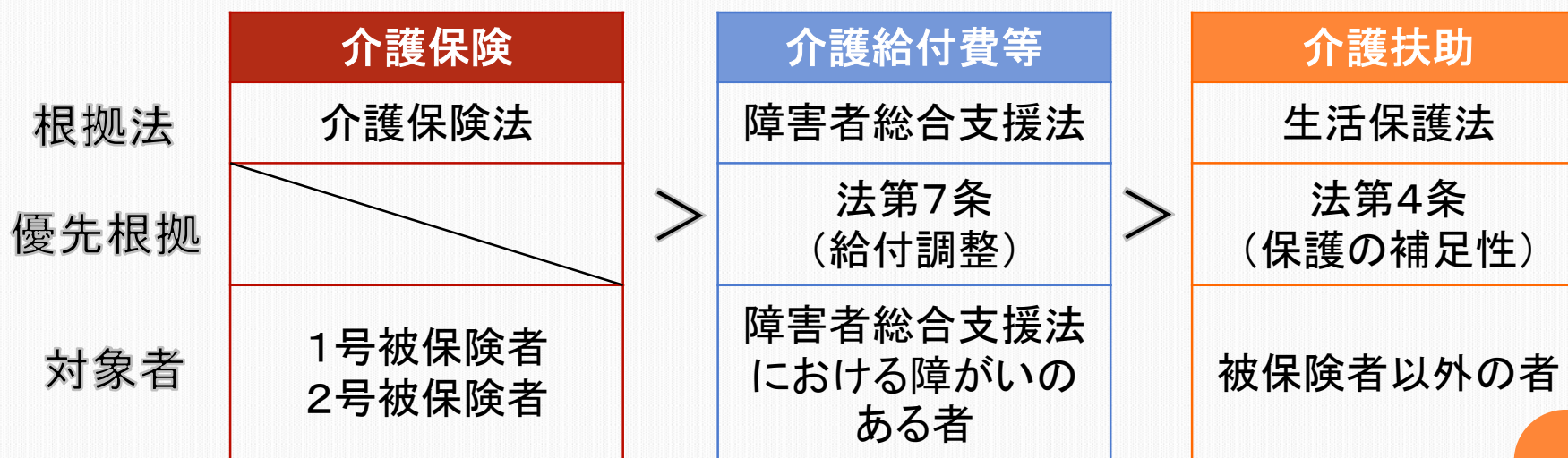
・ 介護保険の被保険者

介護保険及び介護扶助が障害者総合支援法による介護給付費等よりも優先されます。

・ 被保険者以外の者

「保護の補足性」により、**介護扶助よりも障害者総合支援法による介護給付費等が優先されます。**

【 介護サービスを給付する各法の優先関係 】



○ 被保険者以外の者が介護サービスを利用する場合の留意点

- (1) 障害者総合支援法によるサービス(以下「障害福祉サービス」とする。)の利用を優先して検討してください。
- (2) 介護扶助の申請時に、福祉事務所の介護担当者等が、障害福祉サービスの優先活用(サービスの移行を含む。)について検討するよう調整を行うことがあります。ご協力ください。
- (3) 障害福祉サービスを利用する場合は、介護保険の区分支給限度基準額から障害福祉サービスの給付決定額を控除した額が、介護扶助で利用することができる額となります。

※ 参考

「介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係等について」(平成19年3月29日社援保発第0329004号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

4. 区分支給限度基準額内でのサービス利用の遵守について

被保護者に対するサービスの提供について、介護保険の区分支給限度基準額を超えた部分を、自己負担としている事例が、過去に数件ありました。

被保護者の生活費等は、最低限度のものであることから、そのような利用のないよう、国から通知されています。

つきましては、区分支給限度基準額での給付管理を要するサービスについては、限度額内でのサービス計画を作成し、サービス提供を行うようにしてください。

※ 参考

「生活保護法による介護扶助運営要領について」(平成12年3月31日社援第825号 厚生省社会・援護局長通知)の第5(介護扶助実施方式)-2(介護扶助の決定)-(1)(決定の際の留意事項)-ア